

ID: 3084

担当部署: 経済観光部 農林水産課

処分の概要	立竹の伐採、立木の損傷、家畜の放牧、下草、落葉若しくは落枝を採取、又は土石若しくは樹根の採掘、開墾その他の土地の形質の変更の許可		
法令名 根拠条項	森林法 第34条第2項		
法令番号	昭和26年法律第249号		
<p>【基準】</p> <p>法第34条第2項の規定による。 (保安林における制限)</p> <p>第34条</p> <p>2 保安林においては、都道府県知事の許可を受けなければ、立竹を伐採し、立木を損傷し、家畜を放牧し、下草、落葉若しくは落枝を採取し、又は土石若しくは樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為をしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 法令又はこれに基づく処分によりこれらの行為をする義務のある者がその履行としてする場合</p> <p>(2) 森林所有者等が第49条第1項の許可を受けてする場合</p> <p>(3) 第188条第3項の規定に基づいてする場合</p> <p>(4) 火災、風水害その他の非常災害に際し緊急の用に供する必要がある場合</p> <p>(5) 軽易な行為であつて農林水産省令で定めるものをする場合</p> <p>(6) その他農林水産省令で定める場合</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成 27 年 5 月 29 日	最終変更年月日	年 月 日